

(配信日 : R3. 4. 23)

国土交通省では、国際海上コンテナの横転事故等を防止するため、荷主、トラック事業者、運転者等がそれぞれ取り組むことが望ましい措置について記載した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を策定しております。

今般、海上コンテナ輸送の関係者が参画する「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」において、貨物の適切な積付けに役立ち、トラック運転者が品目や重量の情報から荷姿を推測できるようにマニュアルを改訂しました。

ガイドライン・マニュアルを活用し、引き続き事故防止にご尽力いただくようお願いいたします。

【改訂のポイント】

国際海上コンテナで輸送される主な品目について、適切な積付の例示、運転時の配慮事項等を一覧にまとめ、追記

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

「国際海上コンテナの陸上運送の安全対策について」

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03container/index.html>

(2) 令和2年度第1回「運行管理高度化検討会」を開催しました！

(配信日 : R3. 4. 9)

国土交通省では、「運行管理高度化検討会」を新たに立ち上げ、IT点呼（遠隔点呼）の対象拡大に向けた機器の性能要件や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度等、運行管理の高度化に向けた制度に関する検討を行います。この度、令和2年度第1回運行管理高度化検討会を開催しました。

○主な内容

- ・ ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討テーマ及びスケジュールについて
- ・ 令和3年4月より開始するIT点呼（遠隔点呼）の実証実験について

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

(3) 「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました
～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～

(配信日 : R3. 4. 2)

「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」(座長 : 野尻俊明 流通経済大学学長)において、事業用自動車が置かれている社会環境、事故状況、重点的に検討する事項等について議論を行い、新たな「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました。

本プランでは、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を新たに設定し、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等を盛り込み、世界に誇る安全な輸送サービスの提供の実現を目指します。

【プラン2025における事故削減目標】

<全体目標>

- ①24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ②重傷者数2,120人以下
- ③人身事故件数16,500件以下
- ④飲酒運転ゼロ

<各業態の個別目標>

【乗合バス】車内事故件数85件以下

【貸切バス】乗客負傷事故件数20件以下

【タクシー】出会い頭衝突事故件数950件以下

【トラック】追突事故件数3,350件以下

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

○事業用自動車総合安全プラン2025

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/news/anzenplan2025.html>

(4) 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

(配信日 : R3. 4. 2)

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及

び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ一等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・ 令和元年度の事故件数は過去最大
- ・ 詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照
(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)

[1] 日常点検の実施の方法

- ・ ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカ等を活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

[2] 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

- ・ 新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

[3] 整備の実施の方法

- ・ タイヤ交換手順の明確化
- ・ タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化

2. スケジュール

公布：令和3年3月31日

施行：令和3年4月1日

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000266.html

(5) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について（理化学研究所）

（配信日：R3.3.5）

理化学研究所は3月4日にホームページ上において、路線バスの換気シミュレーション結果を発表しました。

シミュレーションの結果から、

① 路線バスの換気性能は高い（窓を閉めていても約3.5分、窓を5cm開けると約2.5分で換気。エアコンフィルタの能力向上により、窓開けしなくても約2分で換気可能。）

② 運転者・乗客のマスクの着用の効果は極めて大きい。

ことが分かりました。

エアコンの防塵フィルタをエアロゾルフィルタに交換することで、真冬や真夏など窓を開けづらい季節でも窓開けと同じような換気ができることとなります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(6) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)

(配信日：R2.11.27)

今般、スーパーコンピュータ富岳を用いて、タクシーの車内における換気性能や飛沫拡散の状況についてシミュレーションが行われました。

シミュレーションの結果では、タクシーの換気性能は高いこと、運転者・乗客ともにマスク着用の効果は極めて大きいこと等が確認されました。

タクシー車内における感染防止対策については、今般のシミュレーションの結果を踏まえ、車内での感染を防止するために以下の取組を着実に実施いただきますようお願いいたします。

1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、風量を通常レベル以上とすることにより、車内換気を徹底することとし、「内気循環モード」は車内での感染リスクを高める可能性があるため可能な限り利用を避けること。

なお、「外気導入モード」について乗客から苦情が寄せられる場合には、乗客の安全・健康を損なわないよう配慮しつつ、スーパーコンピュータ富岳のシミュレーションの結果等も踏まえ、「外気導入モード」による車内換気が有効であることを丁寧に説明して理解・協力を求めること。

2. 運転者又は乗客が咳をした場合の飛沫の飛散を防ぐため、運転者のマスク着用を徹底するとともに、乗客にもマスクの着用について理解・協力を求めること。

〈参考・スーパーコンピュータ富岳によるシミュレーション結果(理化学研究所ホームページ)〉

→ <https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(7) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)

(配信日：R2.5.22)

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

